

会 議 録

会 議 名 平成 23 年度第 1 回北杜市国民健康保険運営協議会
開催日時 平成 23 年 5 月 12 日 (木) 午前 10 時
開催場所 北杜市役所 西館特別会議室
出席者 委員 13 名 事務局 4 名 計 18 名
出席委員 : 馬場君忠、篠原義典、植松好義、高橋勝彦、浅川力、小原つや子、山口博
長坂茂、萩原武一、赤岡直樹、長田伯雄、田中勝海、清水正之
欠席委員 : 三井梓、浅川健一、清水久美重、堀内敏光、進藤俊幸、中嶋克仁、斎木賢治、
大友哲、谷戸嘉一、名取千裕、日向征史、藤原保、保坂悟
事 務 局 : 伊藤市民部長、平井市民課長、
国保年金担当 進藤、日向

議 題

- 1) 国民健康保険税改正について
- 2) 平成 22 年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて
- 3) 平成 23 年度北杜市国民健康保険特別会計予算について
- 4) 条例改正について
- 5) その他

公開・非公開の別 公開

傍聴人の数 6 名

審議内容

1. 開会のことば

(事務局)

皆様おはようございます。ただ今より平成 23 年度第 1 回北杜市国民健康保険運営協議会を開催したいと思います。委員の皆様には大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。本日の出席委員ですけれども 13 名で定足数に達しておりますので次第により会を開催させていただきますが、始めるにあたりまして 4 月の定期異動により事務局も若干変わりましたので紹介をさせていただきます。伊藤市民部長です。(伊藤市民部長：よろしくお願ひします。) 市民課長の平井です。よろしくお願ひいたします。

なお、会議は公開です。今日も傍聴人の方が参加しておりますけれどもよろしくお願ひいたします。

それでは、はじめに会長あいさつ。田中会長よろしくお願ひします。

2. 会長あいさつ

(会長)

皆様おはようございます。平成 23 年度第 1 回の北杜市国民健康保険運営協議会の開催

にあたり農繁期の多忙な中ご出席いただきありがとうございます。本日の案件につきましては、まず1番目として前回2月の会議でも審議いただきました国保税改正について、2番目として平成22年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて、また3番目として平成23年度北杜市国民健康保険特別会計予算について、4番目に条例改正についての以上でございますが、特に国保税改正については一人当たり12,685円約14.2%、一世帯あたり21,040円約13.7%の増の案となっています。条例改正については課税限度額の見直し等、市議会6月定例会への議案付託に向けて本日の運営協議会での慎重審議が集約された答申となりますので、どうか委員の皆様方には忌憚のない意見をいただき、平成23年度の国保の運営に支障をきたさないようご協力をお願い申し上げてあいさつに代えさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして市長あいさつ、白倉市長よろしく願います。

3. 市長あいさつ

(市長)

皆様おはようございます。連休も終わりました。万物が躍動する本格的な春を迎えました。野良仕事もいろいろあろうかと思いますが、本日は平成23年度第1回北杜市国民健康保険運営協議会が開催されることを大変ありがたく思います。また、日ごろより市政に対しましてご理解、ご協力いただいていることにつきましては重ねて感謝申し上げます。

私が申すまでもなく国民健康保険制度は、国民皆保険制度のなんといっても基礎になっていることは確かであります。市民の健康増進や健康長寿、そして市民が等しく安心安全で医療をはじめとした担保ができるという意味からすれば、何といても非常に重要な役割を担っているところであります。それにしても、現代の人口構成は極端で大変だと思えます。ピラミット型や釣鐘状をしていればある面からすると制度も極端に変更する必要はないと思えますが、いわゆる団塊の世代がいよいよ社会からリタイアしていくという問題を考えたときに、この健康保険制度を持続的に位置づけていくという事は大変な状況になっていると思えます。

本日は税率改正に向けての協議も最終になりますが、今までこの北杜市は税率が低く、県下では低いランクで頑張ってきたわけですが、超少子高齢化社会を迎えている市としても市民のために持続可能させていくためには見直しもやむを得ないと考えております。

大変重要な内容の審議をお願いしておりますが、慎重審議を願い一言あいさつとさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。市長におかれましてはこの後も会議がありますのでここで退席させていただきます。

《市長退席》

(事務局)

それでは議事に入りたいと思います。運営協議会規則第 3 条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

4. 議事

(議長)

それでは議事に入りたいと思います。まず、議事に入る前に会議録署名委員を指名します。7 番山口博委員、8 番長坂茂委員、17 番萩原武一委員以上 3 名を会議録署名委員として指名いたします。

それでは、議事の 1 番国民健康保険税改正について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

ご苦労様です。では、議事の 1 番国民健康保険税改正についてご説明いたします。この国民健康保険税改正については、昨年 10 月に市長より諮問されており、厳しい国保財政の現状をご理解いただき、安定的な歳入の確保の為に税率改正の必要性をご説明させていただきました。

また、12 月と 2 月には改正案としての改正率、改正額の試算をご提示し協議いただいた中で、おおむねご了承をいただいたと理解しております。

本日は新年度の課税が 7 月からとなることや、6 月の定例議会での条例改正の必要性があることから税率改正協議の最終となりますのでよろしくお願いいたします。

お配りしてあります資料の 1 ページ目ですが、今回の改正にあたっての理由、内容、改正税率等の案を、これまでの協議内容をまとめてありますので読み上げさせていただきますと思います。

(資料の 1 ページ目を読み上げる。)

また、本日お配りした資料の 1 枚目をご覧ください。こちらについては前回の協議会にも提出した内容のものとなりますが一番下の太枠の欄で白抜きの数字になっているところですが、税率改正により収納見込額として、約 14 億 17,000 千円を見込み、現行税率より約 1 億 90,000 千円の増収を見込んでおります。

また、事前送付しました資料の 2 ページから 4 ページにかけては現行税率と改正税率後の医療給付費分、支援金分、介護分と試算し比較した資料となっております。比較的所得の多い A、B のケースだと世帯の総額で A では 118,100 円、B で 57,500 円の増となっております。特に A のケースのような場合は、3 ページの支援分は計算上限度額の 14 万円を上回っているため、限度額の 14 万円となります。また、D のケースのような世帯人数が多く、低所得区分に属するようなケースの場合は 21,000 円の増額となりますが、5 割軽減の適用となっているため負担額は軽減されたうえでの増額となっております。

また、E、F のような所得や固定資産のないケースについては、7 割軽減の適用となるため平等割、均等割の合計から 7 割の軽減を受けたうえでの増額となっております。

以上のような試算となりますが、応能分の所得、資産が多い世帯については、税率の

改正により実質負担は増額となりますが、低い世帯について実質負担額は増となりますが、軽減額についても今回改正予定でありますので、実質改正による負担は大きいものとはいえないと考えております。

これまでも申し上げてきましたが、景気低迷の厳しい中での税率改正のお願いとなりますが、国保財政の健全な維持をしていくためにもやむを得ないことからご理解をいただき、前回の協議会で審議いただいた内容で改正としたいと考えております。

よろしくご協議のほどをお願いいたします。

(議長)

只今事務局の方から国民健康保険税について説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めたいと思います。

(委員)

只今事務局の方から平成 23 年度の国民健康保険税の税率改正についての説明がありました。個人的にも私は老人クラブへ入っております、長生きをするには当然医療機関に掛かって病気の早期発見、早期治療というようなこととなりますと、医療費が増大するのは当然だろうと思います。その中で、この税率改正について私は全然問題ありません。ただ今後の日程等この協議会のありかたについてですが、これは税率改正について市長より当協議会に諮問がありその結論をもって答申し、その後 6 月の定例議会で改正となるのかその辺の手順をご説明いただければありがたいです。

(事務局)

市長から諮問されていますので答申し、6 月の定例議会に改正案を提出させていただきます。従いまして税率改正に向けての協議は本日が最後となります。

(委員)

分かりました。

議長がその他の意見を求める。

(委員)

先ほど課税限度額の 14 万円というお話しが先ほどありましたけれども、その後の条例改正についての資料の中で、13 万円を 14 万円にするという部分の課税限度額でしょうか。

(事務局)

はいそうです。

(委員)

分かりました。

議長がその他の意見を求める。

(委員)

これは税務課へのお願いになってしまいますが、資産割というのは固定資産税の割合

で資産割が掛かってくると思います。我々の北杜市は 8 町村が合併していますので、税の公平性からすれば多く掛けられているとか、少なく掛けられているとかという事で多少の税率にも係わってくると思います。課税に間違いがなければいいのですが、私も一度あったものですから、確実な課税をお願いしたいということの要望です。

(議長)

関連した内容になりますが、地域によって固定資産税の評価額が違っていることについて市になってからその辺が是正されているのかどうか、この評価額の地域差について事務局で分かれば答弁をお願いしたい。

(事務局)

担当課ではありませんので申し訳ございません。

(委員)

私のところは土地の坪数が多く課税されていたり、自分で建てた車庫が課税されていなかった。そんなことから税率に影響することなのでお願いの部分で申し上げた。

(事務局)

承りましたので税務課に確認をとらせていただきます。

(議長)

これは要望という事で、将来的に平準化した市の対応をお願いしたいという事です。

議長がその他の意見を求める。

(委員)

この改正理由は本当に厳しい財政で、安定的な財政基盤を築くためには税率改正もやむを得ないという話を前回させていただきました。この後予算の関係が出てくると思いますが、決算見込みで 22 年度の基金の繰入金が 1 億円ほど減っていると思います。ということは療養給付費関係が必要ななかったのかどうかという事が一点と、前任の委員さんの方から急激な税率改正によっての被保険者への負担はなるべく避けるように検討が必要と言われているようでございますけれども、資料の中では医療分の均等割が 3,500 円上がり、介護分の平等割が 1,500 円上がっています。これを全体として計算しますと 2,000 万円ほどになります。1 億円の基金繰入を 22 年度しなくていいということでございますし、このあたりを考えると医療分の均等割が 3,500 円上がるのが 2,500 円で済むとか、介護分を 1,500 円上げるのを 1,000 円で済むとか、そうすると上がる率が少なくなるとも思いますが、もし医療費等がそんなに掛からない場合、余剰金が出た場合にはこれをまた基金に積むのかどうか、積むとすれば改正による当該被保険者への負担が増になってくるのではないかなと思います、その点についてお伺いしたい。

(事務局)

22 年度当初では 2 億 50,000 千円繰入を予定していましたが、決算だと 1 億 50,000 千円程で済むと見込んでおります。この理由については、歳入において過年度滞納分の保険税が 19,000 千円、一般会計の事務費繰入分 30,000 千円が増えたことと、収納率、事業執行内容により国で評価をいただき交付される国庫補助金の特別調整交付金が 31,000

千円交付されたという内容や、歳出で療養給付費が見込んだほど伸びなかったこともあり基金の繰入は減った内容となっております。

(委員)

あと前回の資料の中で23年度1億40,000千円ですか、基金の取り崩しをするということで、今回出された資料で見ますと0という事になっておりますが。

(事務局)

当初不足額の2億23,000千円を見込んだ際には、繰越金は考えておりませんでした。22年度の収支がまとまりつつある中で、80,000千円ほどの繰越金が見込めるようになってきたことや、税率改正による税収の増加分とあわせ基金繰入額を賄うことが見込まれることから、今回基金繰り入れを回避した内容となっております。

(委員)

余剰金が出た場合、基金に積むということではなく全て次年度へ繰り越すという格好の予算ですね。

(事務局)

そうです。合併から全て余剰金が出た場合は繰越金としています。

(委員)

余剰が多くなった場合基金へ積み込んだとすると、必要以上に被保険者の負担が多くなると思われます。また、24年度基金を取り崩すという話しでございますけれども、全体で20,000千円くらいあれば、23年度に負担を掛けるだけでなく、23、24年度での調整が出来るかなと思ひ質問させていただきました

(事務局)

22年度については、歳出で保険給付費が当初の見込よりは若干低くなったということもありますが、21年度というのは医療費が大きく伸びた年でありまして、23年度の支出に関しても既に3月診療分を国保連合会に支出しましたが前年度同月と比べるとやはり伸びております。医療費は年によって違うかもしれませんが、伸びつつあるのは否めませんので、歳出歳入を見た中で調整は当然必要だと思います。そのような中で、25年度の保険税の見直しというのは計画にあります。今回は改正ということで値上げということになりますけれども、繰越金また基金の保有状況や医療費の支給状況によっては下げてもという検討もする必要はあるかなと考えておりますが期待は薄いと思います。また、山梨県においても国保広域化計画が進められていますので、その中で県内市町村との税率のすり合わせも出てくるかも知れません。そういった中での検討も考えられなくはないと思います。

(委員)

ありがとうございました。保険給付費が上がったということではなくて、国の補助金、それから一般会計の繰入金があったということで基金繰入がそれほど必要なかったということで分かりました。

議長がその他意見を求める。

(委員)

本日配布された資料の5ページのところで状況により40,000千円の基金の取り崩しが解消されたところで2箇所ほど訂正されています。23年と24年の間に書かれている基金残高3億60,000千円というところですか。そこから次の年へ移った時に残高が1億80,000千円がいいのか、基金残高から40,000千円取り崩してそうすると計算が合わないのをお聞きします。

(事務局)

大変申し訳ございません。22年度の決算状況も見えてきた中で、本日ご提示する資料として23年度の内容が分かるものとして当初のスケジュールを簡単に修正した内容のものです。急遽作成したもので24年度以降については当初のままの資料内容となっておりますので金額等の訂正はしておりませんでした。申し訳ございません。

議長がその他の意見を求めるが他からの意見がないことから、審議事項について挙手にて採決を求める。(全員挙手)

(議長)

ありがとうございます。諮問されていた保険税率の改正については原案のとおり答申することに決定しました。答申書については今までの協議の結果に沿って作成いたしますので、私、会長に一任させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、続いて議事の2番平成22年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて、及び関連します3番平成23年度北杜市国民健康保険特別会計予算について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議事の2番、平成22年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込み、及び関連します議事の3番平成23年度北杜市国民健康保険特別会計予算案についてご説明いたします。

先般郵送にてお送りしました資料の5ページをご覧ください。平成22年度北杜市国民健康保険特別会計歳入・歳出決算見込みの表になります。今回は6、7ページの詳細な内訳を予算科目でいいます款ごとにこのページにまとめさせていただきました。また、詳細内訳については前回の協議会でもご説明しており、今回も資料を事前配布させていただいていることから細かな説明や個々の数字の読み上げについては省略させていただき、5ページをもとに決算見込②の欄とH21年度決算の比較増減の簡単なご説明のみにさせていただきます。

では歳入の保険税、一般・退職分を合わせた合計が13億53,026千円、現年については57,817千円減、過年については19,912千円の増。使用料及び手数料850千円、59,千円増。国庫支出金14億82千円、26,615千円増。これは歳出の保険給付費等の増により療養給付費、高額共同事業負担金等の負担金が増えていることや、特別調整交付金として22年度申請した保険者の経営努力分として31,000千円が交付されたことによる内容です。療養給付費等交付金3億73,241千円、44,593千円減。これは交付算定基礎となる後期高齢者支援金が減とな

っていることによるものです。前期高齢者交付金 10 億 9,808 千円、36,006 千円減。前期高齢者加入率の変動と、歳出の交付金の減によるものです。県支出金 2 億 23,191 千円、9,850 千円減。調整交付金の減によるものですが、県において最終調整の段階であるためこれよりは増える見込はあります。共同事業交付金 5 億 73,601 千円、20,504 千円増。歳出の交付金の増によるものです。財産収入 1,120 千円、1,378 千円減。繰入金の基金 1 億 50,000 千円、50,000 千円増。当初見込みでは 2 億 50,000 千円でしたが、過年度の保険税、国庫金、一般会計繰入金の増により当初の金額額よりは減となる見込みです。一般会計 3 億 28,437 千円、54,608 千円増。その他の事務費分を新たに繰入れたことによるものです。繰越金 1 億 72,928 千円、1 億 88,593 千円減。諸収入 9,594 千円、9,329 千円減。歳入計 55 億 95,878 千円、1 億 75,868 千円減。

つづいて、歳出についてですが、職員給与費 19,079 千円、2,649 千円減。総務費 50,290 千円、6,469 千円増。保険給付費 37 億 11,427 千円、18,779 千円増。療養給付費、高額療養費等の増となっております。後期高齢者支援金等 6 億 81,474 千円、57,226 千円減。前々年の確定清算によるものです。前期高齢者納付金等 1,183 千円、917 千円減。老人保健拠出金 10,832 千円、35,252 千円減。制度改正前の対象件数の減によるものです。介護納付金 3 億 41,971 千円、26,000 千円増。前々年の確定清算によるものです。共同事業拠出金 5 億 87,193 千円、9,002 千円増。保健事業費 67,711 千円、4,675 千円増。主な内容としては、国保健診委託費のうち新規の検査項目追加による増です。基金積立金 1,120 千円、1,378 千円減。公債費 28,339 千円、0。諸支出金 11,358 千円、54,160 千円減。前年度国庫返還金の減による内容です。歳出計 55 億 12,157 千円、86,661 千円減。平成 22 年度歳入歳出差引残額見込み 83,721 千円以上の内容となります。

次に平成 23 年度北杜市国民健康保険特別会計予算についてですが、先に送付しました資料の差し替えとして、本日お配りしました資料の 3、4 ページが正しいものとなります。申し訳ございません。内容についてですが、歳入の保険税以外は前回の協議会でご説明した内容と変わりありませんので説明は省略させていただきます。今回の変更内容としましては、その前の 2 ページをご覧ください。平成 23 年度北杜市国民健康保険特別会計歳入・歳出見込みとある歳入の欄ですが、先ほど税率改正についての議事の中でこの資料の 1 ページ目の説明をさせていただきましたが、この改正により税収を 14 億 17,000 千円と見込むことにより、現行より 1 億 91,000 千円余りの増収という説明をさせていただきました。

本日お配りした資料の 5 ページをご覧ください。前回の資料の変更スケジュールになります。この中で、まず 22 年度決算見込みより、基金残高が 2 億 60,000 千円から 3 億 60,000 千円と増える内容になります。また、23 年度の税率変更についてですが、収入不足額を 2 億 23,720 千円と見込んでおりましたが、税率の変更により先ほどの 1 億 91,000 千円を確保し、見込みではない繰越金が 83,721 千円と併せ 2 億 75,000 千円ほどを見込む計算となりました。

これにより当初計画の、受益者の税増額負担と基金繰入の調整を図るスケジュールとは若干変わった内容となり、今のところ 23 年度では基金繰入を回避することができます。したがって、この税率改正により当初予定していた 1 億 40,000 千円の基金の繰入をなくし、税収分で賄うという内容がこの 2 ページ目の内容となります。

以上の内容となります。よろしくお願いたします。

(議長)

事務局の方から平成 22 年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて、平成 23 年度北杜市国民健康保険特別会計予算について一括の説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めたいと思います。

(委員)

予備費の関係ですけれども、23 年度 50,000 千円見込んでいますけれども、前年度当初予算では見込んでいたのか。

(事務局)

50,000 千円です。

(委員)

最後は不要額となる訳ですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

そうすると数千万の不要額が出てくるだと思えます。また歳入の関係で諸収入が例年よりも 10,000 千円ほど少ないですけれども、預金利子はないにしても第三者納付金等の関係が 10,000 千円ほど減るといのはなにか理由があるのでしょうか。また、予備費の 50,000 千円と合わせると 60,000 千円くらい余裕が出ますが、単年度の余剰金については基金が 3 億 20,000 千円ありますから、基金へ積むのでなくて是非次年度へ全て繰り越す措置をお願いしたいと思っております。

(事務局)

諸収入については、延滞金と第三者納付金、返納金が主な収入になっておりますが、特に返納金については社会保険等の資格者が、国民健康保険の資格喪失手続きをしないまま国民健康保険の保険証を使用して医療機関を受診した場合等、国民健康保険が負担した医療費を返していただく内容のものになります。したがって、その件数や診療内容によって返納金の増減に大きく影響してきます。また、繰越金については検討させていただきます。

(委員)

分かりました。

議長がその他の意見を求める。

(委員)

医療費の伸びについては、高齢化に伴い避けて通れない。医療費は際限なく上昇する現状の中で、基金も底を突いてくる時期が当然あるだろうし、一般会計の繰入金についてもそう際限なく不足額を補うということも出来ない。そんな中で、23 年度は先ほどの税率改正で歳入財源が確保できたと思われま。今後の見通しであります。基金も 0 になり、一般会計もこれ以上の繰入は不可能だというようなことが起こりうる時期があると思えます。これは医療費と国保税のバランスを見ながら検討することになると思

ますが、その場合当然税率を上げていかなければならない。今後の見通しとしては、一般会計から不足分を全部補うという考え方では特別会計の意味をなしません。やはり受益者の負担というのは当然伴っていくべきものだと私は思います。従って今後の見通しの中で23年度はこの予算の確保された状況で進められ、それ以降について一般会計でどの程度まで背負ってくれるのか、執行部で検討されたことがあるのか、意見交換されたのか、例えば一般会計からの繰入金3億40,000千円が5億くらいまでというような意見交換がされているのかどうか、今後の見通しについてですが、お答えするのは大変難しいと思いますが、今後の医療費推移の見込みと財源確保への見通しについてと、国からの交付金が今の震災によってルール分の国庫支出金が減らされるようなことはありえないと思いますがそういう問題は生じないのかどうかお聞きしたい。

(事務局)

医療費の見込みと歳入確保の見込みですけれども、医療費につきましては、決算書にも出てきます保険給付費がもっとも率を占めているところです。今年度は18,000千円程度の増加ですけれども、これは21年度が大幅な伸びをしたところから22年度はこの程度で済んだ訳ですけれども、過去18年からの医療費の動向をみますと、年4%程度で伸びていっております。23年度についても22年度より4%ほど伸びるとするような予測のもとに予算を作成しております。一方歳入のほうですけれども、一般会計からの繰入については地方自治法で認められている繰入基準がありまして、それを超えての繰入は財政当局としては致しかねると、特別会計ですので受益者の負担をいただく中での運営をしなければ困るといような中で、医療費が伸びますとおのずと保険税も25年なり26年の段階では見直さなければならぬ時が来ると思っています。また、国庫支出金ですけれども、法律がありますのでその中での支出金はいただけると思っております。

(委員)

分かりました。

議長がその他の意見を求めるが他からの意見がないことから、審議事項について挙手で承認を求める。(全員挙手)

(議長)

ありがとうございました。全会一致で採決となりました。

続いて議事の4番条例改正について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

お送りしてあります資料の8ページですけれども、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月25日公布されたことにより、北杜市国民健康保険税条例の一部改正が必要となりました。改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を50万円から51万円、後期高齢者支援金等賦課の賦課限度額を13万円から14万円、介護納付金賦課額の賦課限度額を10万円から12万円に引き上げられる内容のものです。これについては、施行日が平成23年4月1日であり、根拠法令の改正を待っての条例改正であったため、交付から施行日までの猶予期間が短いことから専決処分による

改正となった内容です。

(議長)

事務局の説明が終わりました。委員の皆さんのご意見を求めたいと思います。

(委員)

これは6月の議会へ報告ですか。

(事務局)

そうです。

議長がその他の意見を求めるが他からの意見なし。

(議長)

よろしいでしょうか。それでは条例改正については異議なしということで、議事の5番その他について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

幾度か税を上げることについてご協議いただいておりますが、国保事業の健全化に向けて歳入の確保は勿論ですけれども、歳出の方もやはり削減に取り組んでいかなければなりません。資料の9ページに健全化への今後の取り組みということでまとめさせていただきました。事前配布してありますので内容をご確認いただいていると思いますけれども、基本的な取り組みとしては税率の計画的な見直しや、22年度において収納課が設置されたことにより、滞納関係の徴収については差し押さえ等積極的に執行しているということで、前年比でも非常に収納額が増えていることから収納率向上への取り組み。こういった取り組みにより今後も収納率を上げていきたいと思っております。また、レセプト点検により重複・頻回受診者への訪問指導、被保険者資格管理適正化、被保険者の健康づくり等に更なる重点をおいて取り組んでいきたいと考えております。

(議長)

事務局の説明が終わりました。委員の皆さんのご意見を求めたいと思います。

(委員)

税についての今までの検討につきましては、やはり医療費を支払うために必要なものであるので、基金がなくなれば当然税に波及するのは当たり前のことです。先ほど税が高いから一般会計からの繰入の話もありましたが、そんなことはないと思います。法定の基準どおりの一般会計からの繰入がされていればそれ以上はないと思います。

保健事業において市民部で住民健診等を実施しておりますが、徹底して早めに病気を見つけ、医療費が高額にならないような手配をしていただきたい。また、無駄な通院等をなるべく避け、山ほどの薬を貰って飲みすぎて返って具合が悪くなるというようなことがないよう、信頼のおける先生、主治医を見つけてもらって信頼関係の中で治療していく、そんな指導を徹底していただくのも医療費が掛からないような手立ての一つと感じます。

(議長)

これは提案でよろしいでしょうか。

(委員)

要望で結構です。

(議長)

類似した内容になりますが、私はこのジェネリック医薬品をこの会議の中で知りました。掛かりつけの医師に話しをしたら1割5分くらい新薬とは違いました。少しでも国保の支出を削減していくにはこういったことの普及を市民に理解してもらうことをお願いしたいと思います。

(委員)

収納率がいつも問題になりますが、こういう財政状況ですから税率が上がると、払わない方が増えてくることが考えられます。その辺は市民に理解を求め、収納率が下がらないよう努力していただきたい。

(議長)

収納率も92%で平均を捉えているようですけれども、税率改正でも最低92%は確保していかななくては行けない。北杜市は県内でも収納率は上位のほうです。そんな中では非広報等を通じて納付への啓蒙をしていただきたい。

(委員)

先ほど国保の広域化ということが出ましたが、今後進んでいく予定があるのでしょうか。私が思っているのは国保は皆平均で、各市町村でばらばらということもおかしいのではないかというのが私の考えです。現状をお聞きしたい。

(事務局)

広域化については進んでいくことになります。現状としますと昨年の12月に県内国保広域化に向けて、国保広域化支援方針を山梨県では策定しました。これを策定しなければ国からの調整交付金に影響するということもあったわけですが、支援方針策定により山梨県は広域化に向けた第一歩を踏み出したと理解しております。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

議長がその他の意見を求める。

(委員)

現在団塊の世代がだんだん増えてきています。北杜市はこういった方々を踏まえた中で、健診の項目を増やしていく予定があるのか、また先ほど出ましたジェネリック医薬品等の普及についての現状や、高齢化となり1人住まいの方が多いという中で、町ごとに保健師の見廻りがあるのかどうかその辺をお聞きしたい。

(事務局)

健診項目についてですが、22年度については血液検査において血糖値の詳細分析のための検査を追加しました。今後追加するかについては財政面や事業担当課の健康増進課

と疾病動向をみながら検討していきたいと思います。ジェネリック医薬品については、来庁者の方にお渡し出来るよう、本庁、各総合支所の窓口でジェネリック医薬品希望カードが置いてあります。今後も普及活動については考えてまいります。高齢者の1人暮らしの見回りについてですが、これについては介護サービスが必要とされる場合は管轄の包括支援センターの保健師が訪問しています。

(委員)

高齢者に関してまして、何年も前からお聞きしていますが、特に山つきの地域は高齢者1人で住んでいると動物等の被害が軒下まであります。こういった田舎に住んでいる方は特に高齢となると自分で食すものは自分で作って食べる。その中でそういう被害がありますと田舎に住む意味もない状態です。この辺の対策というのはこれから市としてもどう対策をとっていくか、独自の策も考えて大勢の力の中で何か対策を練っていく必要があるのではないかと思います。

(議長)

要望でよろしいでしょうか。そのようなことも事務方で検討してもらいたいということですね。私も個人的に考えてみて、民生委員という組織が前からありますが、その方々が高齢化してきており、自動車も運転できない中で一週間に何回か巡回するとか声かけ運動をするとかという話しも聞いております。高齢者の暮らしの中で本人はもとより、地域の役員等も不安を抱えている。福祉の組織の底辺、対策を細かくしてもらいたいと要望します。

議長がその他の意見を求める。

(委員)

先ほど市民の健康管理や訪問活動についてお話しがありましたが、次回から現場に携わっている保健師さんをこの席に同席いただいて、どんな訪問活動をしているかお聞きしたいのでそのような手配をお願いしたいと思います。

(議長)

要望でよろしいですね。検討していただきたいと思います。

議長が他に意見を求めるが、意見がないので事務局より追加の説明を行なう。

(事務局)

税率見直しについて協議されていることは、広報や新年度の保険証送付の際文書を同封させていただきましたが、本日改正案の採決をいただき、6月の市議会定例会に提出案件とする内容や税率を6月の広報で市民の皆様にお知らせしたいと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。

(全委員)

はい。

本日の案件が終了したことを述べて議事を閉じる。

5. 閉会のことば

(職務代理)

以上をもちまして北杜市国民健康保険運営協議会を閉じたいと思います。ご苦勞様でした。

時刻 午前 11 時 40 分